

Title	相続開始後の事情への課税上の対応
Sub Title	Legislative responses against circumstances occurring after levy of inheritance tax
Author	小田島, 良磨(Odajima, Ryoma)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2015
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.33 (2015. 10) ,p.97- 133
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集：法曹リカレント教育
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20151023-0097

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

相続開始後の事情への課税上の対応

小 田 島 良 磨

- 第 1 相続税と所得税
- 第 2 相続財産の評価
- 第 3 相続財産の事後の価値の減少について

第 1 相続税と所得税

1 序

本稿においては、相続後の相続財産の価値下落等に対する処理につき検討する。このような相続財産の価値の下落等という事情が法的な問題となる事例は、その多くが相続税の課税後に発生するものであるから、このような事情に関する課税上の処理を検討する前提として、まず相続税及び所得税の関係を検討し、次に、相続時の財産価値の評価について検討したうえで、本題についての検討を行うこととしたい。

2 相続税と所得税

(1) 所得の概念についての通説的な見解として、金子宏名誉教授の以下の記述をまず紹介する¹⁾。

1) 金子宏『租税法 [第 20 版]』(弘文堂・2015) 181 頁。

「真の意味における所得につき、財貨の利用によって得られる効用と人的役務から得られる満足を意味するが、これらの効用や満足を測定し定量化することは困難であるから、所得税の対象としての所得を問題にする場合には、これらの効用や満足を可能にする金銭的価値で表現せざると得ない。」

そして、所得を金銭的概念で表現する場合、消費型所得概念と取得型所得概念が存する。

このうち、取得型所得概念については、取得の範囲につき2つの考え方があり、1つは、経済的利得の内、反復的・継続的に生ずる利得のみを所得として観念するもので、所得源泉説と呼ばれるものである。所得源泉説を基にした所得税にあっては、一時的恩恵的に発生した相続財産の取得は、所得税における所得には当たらない。従って、この制度に立てば、相続税と所得税は課税範囲が重複しないことになる。

もう1つの考え方は、反復的・継続的に生ずるもののみならず、一時的・偶発的・恩恵的に発生した経済的利得も所得として捉えるという考え方であり、ないしは、純資産増加説と呼ばれるものである。

現行法においては、所得源泉説に比較的親和性を持つ所得分類が為されているものの、反復的・継続的所得とは通常観念できない、事業性のない譲渡所得や、一時所得、雑所得の規定をも存することに鑑みると、純資産増加説を採用していると考えられている²⁾。

(2) 相続税の制度設計については、遺産税方式と遺産取得税方式という二つの類型がある。遺産税方式は、英米法系の国々で採用されており、人は生前中に蓄積した富の一部を社会に還元すべきとの考え方に基づいていて、本来の意味における財産税の特色を持つ。

他方、遺産取得税方式は、偶然の事由による富の増加を抑制することを目的としていて、この方式においては、原則として課税対象は取得された遺産であ

2) 以上について、金子・前掲注1)、181頁。

るから、この制度の相続税は、実質的には所得税の補完税としての機能を持つ。

我が国の相続税は、戦前遺産税方式を採用していたものの、シャープ税制以来、担税力に即した課税を実現する趣旨から、遺産取得税方式を採用していると言われている。もっとも、戦後間もなくは長子相続が社会一般的であり、この場合課税の負担が大きくなり、また架空の申告が行われるため、現行法は、原則として、遺産がどのように分割されても、税額の合計額が、相続人が法定相続分で相続したと仮定した場合の税額の合計額と等価になるよう設計されており、純粋な遺産取得税方式の体系を修正している³⁾。

(3) 現行法では、相続税については修正は受けているものの遺産取得税方式を採用し、所得税については取得型所得概念の内の純資産増加説を採用している。従って、相続財産への課税は、相続人が取得した一時的偶発的な経済的利得への課税であり、相続税と所得税（一時所得或いは雑所得）の範囲及びその課税の趣旨は一致する。両者はその範囲において、重複する。

この点について、所得税法 9 条 1 項 16 号は、「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（相続税法の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む。）」を非課税と定めている。

最高裁判所は、いわゆる年金払い生命保険金二重課税事件⁴⁾において、この規定の趣旨を以下のように説示している。

「同号にいう「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」とは、相続等により取得し又は取得したものとみなされる財産そのものを指すのではなく、当該財産の取得によりその者に帰属する所得を指すものと解される。そして、当該財産の取得によりその者に帰属する所得とは、当該財産の取得の時ににおける価額に相当する経済的価値にほかならず、これは相続税又は贈与税の課

3) 金子・前掲注 1)、583 頁、金子宏、佐藤英明、増井良啓、渋谷雅弘編著『ケースブック租税法 [第 4 版]』(弘文堂・2013) 583 頁参照。

4) 最判平成 22 年 7 月 6 日民集 64 卷 5 号 1277 頁。吉田孝夫『最高裁判例解説 民事篇平成 22 年度 (下)』(法曹会・2014) 431 頁以下。

税対象となるものであるから、同号の趣旨は、相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値に対しては所得税を課さないこととして、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除したものであると解される。」

（４）これまでの検討からすると、現行法においては、一般法である所得税法の中の一時所得といった所得区分の特別法として相続税法が存すると考えるのが理論的であり、自然である。本稿では、基本的に相続税を取得税とし、所得税の特則として考えていく。

３ 相続税及び所得税と純資産の減少

さて、本稿は相続財産の価値の下落について検討するものであるが、そもそも価値が下落しているということは、純資産が減少しているということである。所得概念における包括的所得概念は、通常、以下のように表される⁵⁾。

$$\text{所得} = \text{期中消費額} + \text{純資産増減額}$$

この定式に従えば、純資産増加説の当然の帰結として、純資産そのものの減少についても、それが消費によるものでない限りは、所得の減少事由となる。

相続税に関しては、相続財産の相続財産以降の価額減少につき、後に相続財産評価額を減少させる一般的な規定は存在しない。

他方で、相続は、被相続人の生前に蓄積された財産を被相続人らが承継するに際し課税するものであって、しばしばその税額は多額であり、しかも、相続財産の中には換価しがたい財産もある。そこで、相続税法は延納や物納を一定の条件の下に認めている。しかし、延納した後支配会社の株式が下落して会社更生となり納付困難となった場合⁶⁾ や、時効取得を受け相続財産の所有権を喪失した場合⁷⁾ など、後に相続財産の効用を得ることができなくなった場合に、相続税の評価のやり直しを求める主張が訴訟においても行われ、これが排

5) 増井良啓『租税法入門』（有斐閣・2014）47 頁以下参照。

斥される事案が散見される。このような争いが提起される一因としては、法が、純資産の減少につき一般的な所得の減少事由である規定が存していないことが挙げられるように思われる。以下、相続財産の評価について幾つかの問題点を検討したうえで、相続後の価値の変動等について検討していきたい。

第2 相続財産の評価

1 序説

(1) それでは、次に、相続時の相続財産の評価について検討する。

先に見てきたように、相続税は遺産取得税を前提にしており、純資産増加説を前提した所得税とは、趣旨目的において重なり合うから、現行法上、相続税法は、所得税法の特別法としての位置づけとなる。

そこで、次に、これらの法規が、どのようにその価値を評価しているのかを検討する。

(2) 所得税においては、所得金額は収入金額から必要経費等の控除額を差し引いて算出する（所法22条2項、36条、37条）。

収入金額については、「別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価格）とする。」とあり（所法36条1項）、「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価格は、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価格とする。」とある（同条2項）。従って、収入金額は金銭の場合はその額、その余については、取得時の時価を基準によることになる。

所得計算上控除されるべき金額については、原則的規定として、事業所得、

6) 大阪高判昭和62年9月17日行集38巻8・9号1038頁（原審大阪地判昭和59年4月25日行集35巻4号532頁）—永大産業事件。高裁判決の評釈として、石倉文雄「批判」ジュリスト929号114頁。

7) 大阪高判平成14年7月25日判タ1106号87頁（原審神戸地判平成14年2月21日）。

不動産所得、雑所得について、所得の計算上必要経費に算入すべき金額は、「別段の定めがあるものを除き、これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他総収入金額を得るため直接要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用（償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。）の額とする。」（所法 37 条 1 項）。

（3） 他方、相続税法については、相続が被相続人の一切の権利義務を承継するものであることから、資産及び負債それぞれの算出しなければならない。法は「評価の原則」として、以下の規定を置いている。

「この章で特別な定めを除くほか、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価格は、当該財産の取得の時における時価により、当該財産の価格から控除すべき債務の金額は、その時の現況による。」（相法 22 条）。

特別な定めとは、地上権及び永小作権の評価や定期金に関する権利、立木に関する定めが置かれているが（相法 23 条乃至 26 条）、大部分が 22 条の相続時の時価によるということとなる。

ここにおける時価とは、「課税時期において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われた場合に通常成立する価格をいうものと解する」⁸⁾ ことに異論はないものと考えられる。

但し、以下で述べるように、控除すべき債務については、确实と認められるものに限られる（相法 14 条 1 項）。

2 その時の現況（相法 22 条）と、确实と認められるものに限られる控除すべき債務（相法 14 条 1 項）との区別

（1） 当該財産の価格から控除すべき債務の金額としての、その時の現況（相

8) 東京高判平成 7 年 12 月 13 日行集 46 卷 12 号 1143 頁。

法 22 条) と、確実に認められるものに限られる控除すべき債務(相法 14 条 1 項)については、明確に区別する必要がある。なぜなら、その時の現況により評価するという点に関しては、相続財産(積極財産)についても共通するが、他方、確実に認められるものに限るとするのは、控除債務特有のものだからである。

ここでいう、債務控除できる確実に認められるものについては、文言を素直に読めば、保証債務など、いわゆる偶発債務を除く趣旨であるものと考えられる。

保証債務は、債務としては負っているものの、主債務者の債務不履行など具体的給付原因事実が未だ発生しない場合、具体的に金銭債務を負うかどうかや、具体的な金額として金銭債務を負うかが確定していないから、資産負債の金銭的評価として、評価しかねるところである。連帯債務者で負担割合を超える部分や、物上保証人についても同じことがいえる。

もっとも、これは租税法の法律解釈であり、遺産取得税は、遺産の取得に対する純資産の増加に対し課する税であるところ、このような給付義務を負う地位にあるかが不確定である場合、純資産の減少事由として評価できるかも不明であるため、これを除く趣旨と捉えられる。

(2) ところで、保証債務を履行した場合や物上保証人が目的不動産を手放した場合、保証人や物上保証人は求償権を獲得し、また原債権を代位できる。

従って、保証債務を履行した場合、保証債務の履行に伴い、求償権乃至代位債権は資産となる。そして、求償権乃至代位債権が回収不能となったところで、はじめて損失となる。

細かく検討すれば、保証債務が存し具体的な保証債務の履行を受けていない場合は、相続税法 14 条 1 項の問題であり、保証債務の履行請求を受けた後は、相続税法 22 条の問題であろう。従って、相続時、保証債務が存するだけで相続人が保証債務等を履行することが確実にない場合は、債務控除できない。

次に、相続時、保証債務の履行が求められ相続人が履行しなければならないことが確実にある場合には、その金額につき債務控除はできる。ただし、履行

に伴い資産は減少するが、主債務者に対する求償権が発生するから、この求償権の回収不可能でなければ、資産として計上する必要が生じる⁹⁾。この時点で求償権が回収不能の状況にある場合には、資産として計上できないから¹⁰⁾、保証債務の控除のみが相続財産の課税価格の計算に影響することになる。

他方、負担付贈与や負担付遺贈などは、負担を担うことが確実な約定であれば、当然、債務控除できる。

(3) 次に、債務の「現況」について検討すると、低利息債務に関する最高裁判決¹¹⁾は、①控除債務が弁済すべき金額の確定している金銭債務の場合であっても、右金額が当然に当該債務の相続開始時における消極的経済価値を示すものとして課税価格算出の基礎となるものではなく、あたかも金銭債権につきその権利の具体的内容によって時価を評価するのと同様に、金銭債務についてもその利率や弁済期等の現況によって控除すべき金額を個別的に評価しなければならないのであり、②弁済すべき金額が確定し、かつ、相続開始の当時まだ弁済期の到来しない金銭債務の評価について考えると、その債務につき通常の利率による利息の定めがあるときは、その相続人は、弁済期が到来するまでの間、通常の利率による利息額相当の経済的利益を享受する反面、これと同額の利息を債権者に支払わなければならない、彼此差し引きされることとなるから、右利息の点を度外視して、債務の元本金額をそのまま相続開始の時における控除債務の額と評価して妨げないが、③約定利率が通常の利率より低い場合には、相続人において、通常の利率による利率と約定利率による利息との差額に相当する経済的利益を弁済期が到来するまで毎年留保しうることとなるから、当該債務は、右留保される毎年の経済的利益の現在価格の総額だけその消極的価値を減じているものというべきであり、このような債務を評価するときは、右留

9) 細かくいえば、保証債務の履行を求められてから実際に支払う前は、求償権は発生していないが、控除債務に保証債務を組み入れ、これに対応する資産として求償債権を入れ、時価評価により、求償権の回収不能部分を控除するものと考えられる。

10) 求償権を資産計上し、同日貸倒処理としてもよい。

11) 最判昭和49年9月20日民集28巻6号1178頁。

保される毎年の経済的利益について通常の利率より弁済期までの中間利息を控除して得られたその現在価格（複利計算）を元本価格から差し引いた金額をもって相続開始時の時における控除債務の額とするのが、相当であるとしている。

また、中間利息の控除については、相続人に留保される経済的利益を、過去10年にわたる長期国債の応募者利回り及び長期プライムレートの平均値を用いて計算し、それを元本から控除した額をもって債務の額とした裁判例もある¹²⁾。

3 時価評価について

(1) 先に見てきたように、財産の評価は相続時の時価によるのであり、かつ、いくつかの特別の規定のほか、定められていない。これを補うために財産評価基本通達が存するが、通達であるため、これによらなくても、時価として合理的な価額を算定できるのであれば、問題ないことになる¹³⁾。以下、財産の種類ごとに、その時価評価に関わる問題点を検討してみよう。

(2) 金銭の場合は、当該金額自体が所得の客観的価値となる。なぜなら、金銭自体には効用はないが、他の効用を得るための交換価値そのものとなり、その交換価値につき国家が保障しているからである。

12) 東京高判平成17年2月17日訟月52巻4号1217号。大阪地判平成19年11月14日判タ1282号111頁。

13) この理は、単に納税者が通達の規定によらずに時価として合理的な算定をしようことのみにとどまらない。相続税の節税対策として、土地の実勢価格と相続税評価額との差が大きかったところ、被相続人が多額の金員の借入を行って土地を取得し、相続後相続人が土地を売却して借入金を返済するといった手法が採られた際、課税庁側が通達によらず土地の時価を算定しこれを裁判所が認めた裁判例もある。東京地判平成4年3月11日（判時1416号73頁）は、「不動産の市場における現実の交換価格によってその価格を評価した場合に比べて相続税の課税価格に著しい差を生じ、実質的な租税負担の公平という観点からして看過し難い事態が招来することとなる場合……には、前記の評価通達によらないことが認められる特段の事情がある場合に該当するものとして、右相続不動産を右の市場における現実の交換価値によって評価することが許される」とした。金子ほか・前掲注3）、656頁以下。

(3) 前述したとおり、所得税法においても、相続税法においても、権利その他の経済的利益の価格を時価と評価している。これは、当該金銭以外に得た利益（効用）の評価をする基準は多分に質的であるため、これを量的に計るために金銭価値として評価するからである。

しかしながら、売掛金等の一般的な金銭債権の場合、当該金銭を受け取る権利そのものが権利の内容となっており、客観的価値として一旦は受けうる価格そのもので評価することは差し支えないとしても、当該権利の行使により弁済等を受けてはじめて本質的な効用を得るものであるうえ、当該債権が履行される保証はない。例えば、ある業者が物を売って搬入した際、当然業者としてはできれば直ちに代金の支払を受けたいところであるが、搬入先から代金は後払いでと言われ、何か月か後に代金を受け取ることになった場合を想定しよう。その業者の代金債権は売掛金であり一般的な金銭債権であるが、その約定の時期に代金全額の支払を受けられればよいものの、実際には弁済期になっても代金の支払を受けられる保証もなければ、支払を延ばされたあげく、結局搬入先が倒産するなどして代金を踏み倒されることもある。このように、一般的な金銭債権は、弁済を受けて現実の現金ないし即座に現金に換えられることのできる預金等の形に換えられない限り、結局何の効用も得られない¹⁴⁾。同じことは、物又は役務の提供をいずれ受けることのできる権利（予約権）についても同様といえる。但し、権利は放棄できるから、納税者が権利を求めれば直ちに履行されたにもかかわらず、あえて行使しなかった場合は、効用を得ることを自ら放棄したといえる。この場合には、消費的性質を伴った純資産の減少である。

さて、相続時の時価ということであるから、先に見てきたように、金銭債権は時価評価ができるということになる。

14) 利息を付して貸し付ける行為については、一種の利殖行為であるから、金銭の効用を用いているともいえる。しかし、元本の回収不可能による損失の危険のもとでの行為であるから、通常金銭債権と同様に考えてよいだろう。また、預金債権等は、原則何時でも金銭に換価できるので、金融機関が破綻するなどの事情がなければ、金銭と同様に考えるべきである。

ところで、所得税法の場合、一般の金銭債権の元本については、発生時点で既に将来の回収可能性に懸念があっても、その時点で元本の全額を収入とすべき金額に含めるのが原則であり、後に支払を受けることが不可能になった場合にはじめて、貸倒の処理を行う。従って、回収可能性を考慮しない不明確な価額が計上されていることになる¹⁵⁾。

相続税の場合、金銭債権の評価について、評価通達では、元本及び課税時期現在までの既経過利息として支払を受けるべき金額に厳格な要件の下での貸倒を評価した金額（但し、部分貸倒は認めている。）である¹⁶⁾。即ち、相続時の時価といっても、通達では、基本的には、相続時点での部分貸倒等を認めるほかは、収入とすべき金額をそのまま引き継いだ形をとっている。従って、通達に従う限り、一旦は元本全額を所得として考えたうえで、事後貸倒で処理する形をとっている。

しかしながら、上記の無利息債務に関する最高裁判決昭和49年9月20日においては、『右金額が当然に当該債務の相続開始時の時における消極的経済価値を示すものとして課税価格算出の基礎となるものではなく、あたかも金銭債権につきその権利の具体的内容によって時価を評価するのと同様に、』と判示されていることから、金銭債権につき、時価で評価することは当然の前提とされている。したがって、利息なし、或いは著しい低利息の貸付金債権の場合、満期までの現在価値に割り引いた価格を時価と評価して問題ないということになる。

では、そのように評価した場合、貸付金から現在価値として評価した残りの部分はどのようなのであろうか。

定期金に関する権利についてはあるが、第1、2(3)で挙げた年金払い生命保険金二重課税事件¹⁷⁾においては、相続税の対象となる定期金に関する権利

15) 個別の回収可能性を踏まえての評価は、貸倒引当金の設定で考慮可能ではあるが、税務上必ずしも貸倒引当金を考慮できるわけではない。相続税の場合でも、通達では財産評価の負債の要素から除外されている。財産評価基本通達 185 参照。

16) 財産評価基本通達 204、205。

の時価についてはそれをいわば元本と考え、現実には受ける定期金と課税済みの元本部分を「運用益」と解している。従って、この理から考えれば、無利息債権につき、金額を控除した部分について弁済期に支払がなされた場合には、その部分には所得課税がなされることになる。もっとも、現実問題として、総ての無利息或いは著しい低利息の債権について、わざわざ現在価値の算定をしたうえで相続財産の価額を算定し、後に元本との差額部分につき所得課税を課すことは、煩雑であることは否めない。

また、債権の評価方法としては、債権が履行される期待値を算出する方法も考えられる。例えば、相続当時、2000 万円の弁済期が 1 年で、債務者が 1 年全額弁済できなくなる確率が 30% とすると、

$$(1 - 0.3) \times 2000 \text{ 万円} = 1400 \text{ 万円}$$

との評価になる。もちろん、一部弁済できるのかによっても異なるので、何段階か分けて評価するときは、それぞれの期待値を出しその平均を出せば、理論的にはその時の現況による評価が可能である。しかしながら、発生確率、回収不能率及びその額のそれぞれに当該評価をした根拠を提示する必要があるので、この方法により算出した結果が、合理的と立証した事実認定できるかは難しいといったところであろう。この方法では、事後全額弁済を受けた場合や貸し倒れた場合にどのような処理をするかが別途問題にはなる。

(4) 一般に担保権が設定された相続財産の価額については、担保権を度外視した当該財産の時価により評価するのが相当であるが、相続の時点において、債務者が弁済不能の状態にあるため担保権を実行されることが確実であり、かつ、債務者に求償して弁済を受ける見込みがないという場合には、債務者が弁済不能の部分の金額を控除して当該財産の価額を評価するのが相当であるとした裁判例もある¹⁸⁾。このような場合、確実と認められる債務の控除と当該財産の時価は異なるのであり、担保権を度外視した当該財産の時価により評価す

17) 前掲注 4)。

18) 東京地判昭和 57 年 5 月 13 日訟月 28 卷 12 号 2347 頁。

るのが相当である旨の判示は、両者の関係を混同するものとして、批判することでもできそうである。

しかしながら、具体的に、どのようにしてこのような担保権付財産の「時価」と評価するのは難しい。

例えば抵当権付の土地の場合、抵当権実行の場合等に売主は担保責任を負う（民法 567 条）。即ち、抵当権実行の場合は、契約の解除をされ、損害賠償を受け得る。実際には担保を外さない限り売れないところである。

しかし、担保を外すということは、特別な事情のない限りは、他の担保を差し出したり被担保債権を弁済したりするわけである。このように、その土地等資産の評価額から被担保債権額を差し引けば、概ね、時価は算出できると思われるが、偶発債務につき債務控除しない特別の規定があるにもかかわらず、時価の算定の際に偶発債務につき任意で履行した場合の価額を差し引くのでは、債務控除の規定の趣旨を潜脱するのではないかということであろう。

もっとも、抵当権実行の発生確率も加味して差し引けば、偶発債務につき債務控除しない規定とは異なる価格算定も可能である。しかし、その発生確率の主張立証、及び事実認定は困難と思われる。

実際には、偶発債務のために取引価格が算定できず、時価を算定しようとすると偶発債務を考慮せざるを得ず、債務控除の考え方と矛盾するという問題点もあるのではないと思われる。

(5) 土地について

評価通達では、土地のうち、宅地については、市街地的形態を形成する地域にある宅地は路線価方式により、そうでない場合は、固定資産税評価額に一定の事情を斟酌して倍率を乗じる倍率方式により評価することになっている¹⁹⁾。このような評価通達の使用については、「本件のように、評価通達の定める路線価方式により評価すると、その価額が客観的時価を超える可能性があることにより、著しく不相当と認められる場合には、右路線価方式によることは相当

19) 財産評価基本通達 11。

でなく、それ以外の、客観的時価を超えることなく、しかし客観的時価により近似する価額を求め得るような方式で評価するのが相当ということになる。」とした判決²⁰⁾、がある。

なお、本判決では、「路線価は各年の1月1日時点の公示価格の概ね8割程度の価格をもって定められており、かつ、その公示価格は、適正な地価の形成に寄与することを目的として、標準値について自由な取引が行われるとした場合におけるその取引について通常成立すると認められる正常な価格（すなわち客観的時価）として公示されたものである以上、課税庁の評価方法すなわち平成4年の路線価を0.8で割り戻した単価をもって同年1月1日時点における客観的時価を反映したものとし、右単価を基に近隣公示地の同年1月1日時点の公示価格と平成5年1月1日時点の公示価格の変動から算出される平成4年12月21日時点（相続開始時）での時点修正率を用いた時点修正をして得られた価格を修正単価として、これを路線価方式における路線価に代入する方式」を、納税者の主張する方法よりも客観的時価により近似する価額を求めうとしており、急激な価格変動に対応する合理的算出方法の一つとして注目される。

さて、時価を評価するには、路線価による以外に、実際に売却して当該価格とする、不動産鑑定を実施する、などの方法もある。不動産鑑定評価の場合、原価法や取引事例比較法、収益還元法などの手法を組み合わせる吟味して評価するので、価格も一意に決まるわけではない（これは、実際に売却する場合も同様である。）。価格の合理性が認められれば、当該価格が時価と認められるところであろう²¹⁾。

（6）建物、減価償却資産その他一般の動産

ア これらの資産は、基本的に経年劣化して資産価値が減少する。

20) 東京高判平成11年8月30日訟月47巻6号1616頁。

21) 課税庁による鑑定結果よりも裁判所による不動産鑑定による鑑定結果のほうが合理的と評価し課税庁の更正処分等の一部を取り消した裁判例として、名古屋地判平成16年8月30日判タ1196号60頁。

イ 建物の評価は、通達では、家屋については、固定資産税評価額（なお、固定資産税評価にあたっては、家屋は、再建築費評点数を基礎とし、損耗による減点を行って（さらに家屋の状況により必要があれば家屋の需給状況による減点を行う。）評価点数を付設して、その評点数に一点当たりの価格を乗じて算出する。）²²⁾に一定の倍率（1.0）を乗じたものを相続税評価額としている²³⁾。

構築物は、再建築価格から経年劣化した償却費を定率法によって控除した金額の70%の金額で評価する²⁴⁾。

ウ 一般の動産については、実際に売却する、見積もりをとる、市場価格を参考にする、減価償却して評価を出すといった方法で対応することができるだろう。通達では構築物の減価償却の場合定率法を用いている²⁵⁾。

エ 美術品、骨董品などは、物理的には経年劣化しうる財産であるが、時とともに価値が下がるわけではなく、時価が変動する財産である。

従って、相続開始時の時価を決めなければならない。通達では、書画骨董品の評価を売買実例価格、精通者意見価格等を参酌して評価するとしており²⁶⁾、概ねそのような評価でしか財産評価できないのではないかな。

(7) 株式

ア これも、時の変動とともに価格が変動する資産であり、経年劣化する資産とはいえない。

イ 財産評価基本通達によれば、上場株式と気配相場等がある株式と取引相場のない株式と分けている。

上場株式の価額については、その株式が上場されている金融証券取引所（国内に2つ以上の金融商品取引所に上場されている株式については納税者の選択した金融商品取引所とする。）の公表する課税時期の最終価格で判断する。ただし、

22) 固定資産評価基準第2章第1節一、二。

23) 財産評価基本通達 89、別表 1。

24) 財産評価基本通達 97。

25) 財産評価基本通達 130。

26) 財産評価基本通達 135(2)。

その最終価格が課税時期の属する月以前3か月間の毎日の最終価格の各月ごとの平均額（以下「最終価格の月平均額」という。）のうちもっとも低い価格を超えるときは、その最も低い価格によって評価するとしている²⁷⁾。

気配相場等のある株式に関しては、登録銘柄及び店頭管理銘柄については、日本証券業協会の公表する課税時期の取引価格によって評価する。ただし、その最終価格が課税時期の属する月以前3か月間の毎日の最終価格の各月ごとの平均額（以下「最終価格の月平均額」という。）のうち最も低い価格を超えるときは、その最も低い価格によって評価する。公開途上の株式については、公開価格（金融商品取引所又は日本証券業協会の内規によって行われる入札により決定される入札後の公募等の価格をいう。）によって評価するとしている²⁸⁾。

取引相場のない株式については、大会社と中会社と小会社に分ける。そして、大会社は類似業種比準価額によって評価するが、納税者の選択により1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）によって評価することができるとする。

また、中会社は、

類似業種比準価額 $\times L + 1$ 株当たりの純資産価額（相続税評価額
によって計算した金額） $\times 1 - L$

（Lは評価会社の評価会社の総資産価格（帳簿価額によって計算した金額）及び従業員又は直前期末以前1年間における取引金額に応じて、それぞれに定められた割合のうち大きなもの）

で評価する。ただし、算式中の類似業種比準価額を1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）によって計算できる。

小会社については、1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）によって評価する。ただし、納税者の選択によりLを0.5とした上記算式により計算した金額によって評価することができるとする²⁹⁾。

27) 財産評価基本通達 169(1)。

28) 財産評価基本通達 174(1)イ(2)イ。

なお、取引相場のない株式で同族株主以外の株主に対する株式については、所謂配当還元方式と呼ばれる方法（1株当たりの年配当金額／10%×1株当たりの資本等の額／50円）での計算によることが規定されている³⁰⁾。

ウ 前記のとおり、時価とは、課税時期において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われた場合に通常成立する価格をいうので、上場株式や気配相場等のある株式について、公開価格や取引価格を時価とするのは、ある意味当然である。株価は常に不規則に上下に揺れており、たまたま高価になってしまった場合の評価については、実際の価格とはいえ、株式価値としての実態としては反映していないともいえる。通達では、課税時期の属する月以前3か月間の毎日の最終価格の各月ごとの平均額のうち、もっとも低い金額によって評価するとしている。いわゆる永大産業事件地裁判決³¹⁾では、「あくまで株価は、日々上下することがあるため、相続開始時に一時的に騰貴した株価をもって相続財産の評価額にするには不合理であることから、これを避ける趣旨で定められたものと解すべく、また最終価格の月平均額を相続開始の3か月前の株価のみを考慮し、相続開始後の株価を考慮しないこととしたのは、株価の恣意的操作を防ごうとする趣旨にほかならないと解すべきである。」とし、「相続開始時の時価の算定基準を示すことは、右時価の評価を納税者に委ねた場合の不統一による不公平を回避し、相続税の課税の公平を期するために、必要かつ合理的なことであり、右基本通達169条に定める株式評価の方法は、株式の実質的な価値と一時的な需給関係による価格の変動を調整し、実勢価格を加味するものであって、合理的なものであるというべきである。」としている。

次に、株式は会社の持分権であり、会社の純資産を発行済株式総数で除すれば、株式1株当たりの価格が求められる。しかしながら、相続税法22条は時価をいい、何年も前に取得した資産などは簿価と時価とが乖離する場合がある。

29) 財産評価基本通達179。

30) 財産評価基本通達178、188、188-2。

31) 前掲注6)。

従って、会社資産を時価で評価し直した額に債務額を減じた額が本来の純資産の額であり、これを発行済株式総数で除すれば、1株当たりの時価が判明する。但し、株主となる相続人一人一人が、被相続人の死亡時（相続時）の会社財産の時価を算定できるわけではない。また、事業規模が大きいほど後述するように実際に会社財産を処分することは困難であり、その点を軽視した計算方法とはいえ、必ずしも一律これによるべきとはいえないが、理論的合理性がある以上、納税者が、この方式により合理的な算定をして申告したのならば、課税庁が拒絶する余地はないと考えるべきであろう。

通達による純資産価額方式では、相続税評価額を基準にするので、基本的には、これまでの通達の検討が当てはまる。つまり、土地等については安価になりやすく（但し、これを利用した租税回避阻止の規定が存在する。）、土地等の資産が多い会社は取引価格そのものの価格で出すよりは有利になりやすい。なお、資産が所謂不良債権や売れない商品（棚卸資産）ばかりの会社では、もともと実態以上に資産が膨張しているが課税にもこれが大きく影響することになる。部分貸倒の処理や商品を実際の売価で評価するにしても、課税金額が高くなることは否めない。とはいえ、このような会社は資金繰りが悪い場合が多く、最悪倒産しかねないので、そもそも相続するか否かという点から検討を要することになる。

このような純資産による計算方式は、資産と負債の差で評価するものであり、会社の処分価格ともいいうる³²⁾が、実際には会社は継続性を前提としており、目的達成による解散という可能性は低く、倒産した場合には残余財産などまず存在しない。仮に会社を解散できるだけの株式数が相続財産に存在したとしても、会社には従業員の雇用の維持等といった社会的要請があることも鑑みれば、処分価格で算出した税金支払のために、株式譲渡の困難な会社に解散を選択させることは社会的に妥当でない場合も多い。

32) 但し、処分した際に発生する負債は確実と認められるものばかりではないので、純理論的には控除債務に含まれず、評価されないという問題が生じる。評価会社の純資産価額の算定にあたって控除すべき負債の意義について、金子・前掲注1)、628頁参照。

通達の類似業種比準方式は、株価の決定要素としては、1株当たりの配当金額、利益金額及び純資産価額（帳簿価格）の3つが重要であるという考慮から、類似業種ごとに3つの要素の加重平均（1：1：3）を対比させ、それを通じて平均株価に対応する金額を算出したうえ、評価の安全性を図るために大会社は0.7、中会社は0.6、小会社は0.5をもって評価会社の株式の評価額とされている³³⁾。また、小会社においては、地価高騰の時代に純資産価額方式によると事業承継が困難になるとの批判が生じ導入されたものである³⁴⁾。

類似規模の類似業種であれば、同様なし類似の事業規模の同様なし類似の業務を行っているのであるから、当該業種の特性や事業の収支構造等が類似する場合が多いことから考えて、配当金額、利益金額、純資産価額で利益金額の比率を加重して比較すれば、株式価値もおおよそ比例するであろうとの推測のもとに、株式評価を求める手法であると考えられる。小規模会社に導入されたように、この方式の特徴は、当該会社に特有の事情をある程度排斥できる。たまたま当該会社の使用する土地が、他の土地と比して、年数とともに価格が急上昇した場合、当該土地の価格が高くなっても、土地が高価であることを利点として事業を行っているわけではないから、土地の価値が上がっても収益が上昇しているわけではない。

この場合、純資産価額で考えると、土地の売却価格が高くなり、実際には、株主は会社を処分して換価できないのにも拘わらず、また、会社の収益や配当にも還元されないのにも拘わらず、相続税額が高額になる。その価値は既に簿価で評価されているのならば一応評価するとしても、現実には会社を運営していく以上、実現する可能性は低い。会社としての効用という点で、継続性を前提とする会社の評価として合理性があるといえる。

取引相場のない株式については、株式譲渡による資本回収が難しいといえるが、さらに、会社経営権に影響を与えられない株主にとっては、配当利益という自益権のみが株式の評価の中心とせざるを得ず、しかも、配当政策は実際に

33) 金子・前掲注1)、626頁。

34) 金子・前掲注1)、627頁。

は経営者が行うものであって、会社は利益を出しても配当を行う必要はない。そうすると、同族株主以外の株主等が取得した株式等で、会社の経営権に影響を与えられない株式割合しかない株主にとっては、将来の配当を中心に評価することは、合理的といえる（但し、純粹に将来の配当の総額の現在価値と計算してしまうと、計算が困難なばかりではなく、現在の配当所得との関係で問題が出てくる。）。これに対し、配当政策に影響を及ぼすことができる者は、会社支配権の効用を享受し配当政策にも関与することができ、将来の配当が資産価値の中心という評価の前提を欠くうえ、これを認めると、配当金額を恣意的に操作して相続税を軽減し、その反面、その後は配当を増加させるといった租税回避を目的とした配当政策等の経営を行うなどの弊害も生じるから、配当金額を重視するこの配当還元方式は相当でないといえる。

このように考えると、取引相場のない株式のうち同族会社で、議決権割合が低い株主に限ってこの配当還元方式を認めており³⁵⁾、基本的な姿勢としては正しい。もっとも、形式的要件たる比率については、わずかに上回る場合などに当該株主がその趣旨に適合する状態であれば、適用されてもおかしくはない³⁶⁾。反対に、わずかに下回る場合でも、趣旨に適合しないのであれば、適用しないとの判断もおかしくはない³⁷⁾。

その他、割合で表される形式的要件については、条件に満たない場合であっても、基本的にその通達の趣旨が妥当する又は妥当しないといった場合もままあるのではないだろうか³⁸⁾。つまり、通達はいくまで行政の解釈基準なので、

35) 財産評価基本通達 188。

36) 中心的な同族株主以外の同族株主については5%未満の場合にのみ配当還元方式をとる現行の通達について、金子・前掲注1) 630頁は、5%以上に常に配当還元法の適用を否定するのは、納税者に酷な場合が少なくないと思われるとする。

37) 東京高判平成17年1月19日訟月51巻10号2629頁は、配当還元方式は、評価会社の経営に関して実行支配力のない同族株主以外の株主の保有する株式に限って例外的に適用されるものとし、相続直前に保有株式の一部のみ売却し同族株主以外の株主となった納税者に対し、実行支配力が及んでいるとして、配当還元方式を適用しないこととした。

38) 株式保有特定会社に該当するか否かの事案につき、東京地判平成24年3月2日判時2180号18頁参照。

かかる場合には、裁判において異なる判断が存する余地があるということである³⁹⁾。

第3 相続財産の事後の価値の減少について

1 総論

(1) それでは、相続財産が相続後、その価値が減少した場合、どのような扱いを受けるのであろうか。

ア ここで一度、民法上の相続について確認しておく、相続人は、相続を知った日から3月以内に、単純承認をするか、家庭裁判所に対し放棄または限定承認の手続きをしなければならない。但し、期限の許与の制度がある（民法915条1項）。また、被相続人の相続財産を処分しても単純承認として見なされる（民法921条1号）。

また、限定承認の場合、相続人全員が行わなければならない（民法923条）。

相続に関する権利関係については、資産については、相続人の共有となる（民法898条）。但し、金銭債権等の可分債権については、当然分割される⁴⁰⁾。もっとも、実務では預金債権等は相続人の同意があれば遺産分割の対象にされる。

相続債務については、相続人の法定相続人分に分割して承継される。連帯債務は、その分割された限度で連帯して債務を負うことになる⁴¹⁾。

遺産分割協議及び遺産分割調停、遺産分割審判は、共有物分割の特則であり、民事実体法上、遺産分割協議は、いつでも行うことができ、期間制限がない。

イ 株式は共有になるので、会社の同意ない限り、当該株式についての権利を行使する者一人を定め、会社に対し通知しなければ、当該株式についての権利行使ができない（会社法106条）。

39) なお、取引相場のない株式の評価を検討した裁判例として、大阪地判昭和53年5月11日行集29巻5号943頁。

40) 最判昭和29年4月8日民集8巻4号819頁。

41) 最判昭和34年6月10日民集13巻6号757頁。

預金債権については、実際は金融機関が銀行口座を凍結してしまい、遺産分割協議書を提出してそれぞれの相続人の口座に振り込む方法がとられている。判決により引き下ろすことができるが、上記のとおり遺産分割の対象にされるのが実際のところなので、引き下ろすのは難しい。

また、相続を原因とする不動産の所有権移転登記についても、実務上、相続人関係図や遺言又は遺産分割協議書を添付書類として要求されている。従って、実際には、遺産分割の合意を得ないと、財産の処分ができない場合が多い。

ウ これに対する、相続税法の基本的な定めとしては、相続税の納付義務は、現行法上相続の開始を知った日の翌日から10月以内に申告し納付しなければならない（相法27条1項、33条）。もっとも、遺産分割により法定相続分と異なる金額を取得することとなった場合は、更正の請求を行うことができる（相法32条1項1号）。

遺産分割を行わない限り、事実上、財産の使用収益処分は制限されるが、民事実体法上、相続が発生し単純承認すれば、遺産分割を経なくても共有になるのであり（共有持分があることには間違いがなく、物の効用を受けうる地位にいる。遺産分割は、共有者がどのように単独分割等するかを共有者間で決めるという話である。）、遺産分割の期限も限定されないということであれば、係る規定も致し方ないといえる。

当然のごとく、取得時の時価とは、相続であれば遺産分割時ではなく、相続時である。

（2）相続財産の事後の価値の減少

ア 永大産業事件地裁判決⁴²⁾においては、前述した株式の評価に係る通達の合理性を説示したうえで以下のとおり判示した。

「相続は被相続人の死亡と開始するのと共に、相続税の納税義務が発生するし（国税通則法15条2項4号）、また、相続財産を取得したものは、相続開始の

42) 前掲注6)。

あったことを知った日の翌日から6月以内〔現行法10月以内〕に相続税の申告をすべく（相続税法27条参照）、そもそも、相続人は、相続の開始を知ったときから遅滞なく相続税の申告をしてこれを納付すべきものである。したがって、相続開始時から右相続税の申告までの間に相続財産の価格が下落した場合には、これによる損害は、相続人においてこれを負担すべきものであると解するのが相当であって、右損害を回避するためには、相続人において遅滞なく相続税の申告をしてこれを納付すべきであり、また、もし、相続の開始後相続税の申告までの間に、相続財産の価格が下落したために、現実には相続財産を相続することにより損害を被ることが予想される場合には、相続の放棄又は限定承認（民法915条）をもって、これに対処すべきである。もし右のように解さずに、相続財産の評価を、相続開始後相続税の申告までの間に相続財産の価格が下落したときは、その下落した価格によるものと解することは、相続財産の価格を、当該財産の取得の時（相続開始の時）における時価とした相続税法22条の明文の規定に反するばかりでなく、株式のような変動の激しい相続財産については、相続開始後、これを大量に売り出すなどして、一時的に相続財産の下落させる操作を容認することになる上、さらに右価格の下落前に相続税の申告をしてこれを納付したものととの間に税額の不均衡が生じて不合理な結果を招くことになるのである。」

イ 本裁判例では、納税者は、遺産分割後社会的事由により株価が暴落し、延納による支払ができなくなり差押えを受けたことから、当初従った通達は根拠がなく、相続開始前2年と相続開始後申告書提出期限まで2年半の相続開始前後にまたがる期間のなかの最低価格によるべきであると主張しているが、通達に従わず、仮に相続開始後の期間を考慮できると考えても、さすがに納期限10か月が限度で、2年など長期過ぎて到底無理である。

また、納税者は、輾転流通の可能性のない支配株であるから売れないなどと主張している。しかし、株式も現物の資産であり、その本質は会社の持分権である。そして、現物である以上、有していることにより効用を満たす能力はあ

るのであり、その評価は、原則相続時の時価による。上場株式ということであれば、会社支配権としての効用を享受し維持したいがために売らなかったわけで、理由になっていないと思われる。

ウ もっとも、事例が極端だったからであるが、判旨の「相続開始時から右相続税の申告までの間に相続財産の価額が下落した場合には、これによる損害は、相続人においてこれを負担すべきものであると解するのが相当」とする判断も、そのまま受け取るべきかは大いに疑問である。

なぜなら、取得税の本質はその効用を得る能力に対し担税力を見だし課税するものであって、現物の場合、効用を量的に測る手段として取得時の時価を用いているのである。そして、相続を承認するか放棄するかを原則3か月で決めた後納付期限まで10か月あるが、その間に相続人の責めに負わない理由により時価が下落し、結果、相続財産の時価が納付額を下回った場合に、当該納付額を維持することは、相続財産の換価や物納等を用いて取得した全ての効用を租税債務の納付に用いても、相続税額まで填補できず、取得した以上の負担を相続人に帰属させることになり、取得税の本質に反し、妥当でない。従って、この場合、救済方法が問題となる。

エ 資産の下落は、金銭的评价が変動する資産であるから、その多くは、物納の対象になっている（相法41条2項）。そして、物納財産の収納価格については、「課税価格計算の基礎となった当該財産の価額による。」とされ（相法43条1項本文）、「ただし、税務署長は収納の時までに当該財産の状況に著しい変化が生じたときは、収納の時の現況により当該財産の収納価額を定めることができる。」とある（相法43条1項ただし書）⁴³⁾。従って、相続人の責めに負わない理由により時価が下落し、結果相続財産の時価が納付額を下回った価格に、ただし書きの規定で収納価格を納付額より下げることは、相続税法の本質に反し、合理的裁量を越え許されないものと解すべきである。

但し、この方法の場合、全て解決できるわけではない。担保権付権利（不動産や株式）や譲渡制限株式は、管理処分不適格財産の定めがあり、物納できない（相令18条）。担保権付権利は上記で示したとおり、評価としては担保権を

度外視して評価する判例まであり、取引価格がない株式を無理に評価しているのにも拘わらず、物納できないのである。

従って、この方法にも限界がある。資産価値を評価されているのに、換価できないばかりか物納もできず、迷惑極まりないが、現行法上の限界である。立法論も提唱されているが⁴⁴⁾、現行法上では、相続する際に、相続人として負うリスクはわきまえる必要があるだろう。

(3) 以下では、相続開始後、財産の価値が下がった場合等について、個別に検討していく。

2 現金預金

(1) 現金のうち、日本円については、価値を計る基準であるから、価値の増減は観念できない。外国の貨幣については、為替相場でその価値が変動するから、為替相場の変動により不慮の事故の損害を被ることを避けるためには、納税分は、早めに日本円に換価したほうがよいだろう。

(2) 預金については、現金にいつでも換価できるから、現金と同様に考えてよい。金融機関が破綻した際は、預金が自由に引き出せなくなった時を基準に、

43) なお、通達では、「収納の時までに当該財産の状況に著しい変化を生じたとき」の例示として、土地の地目の変更、荒地となった場合、竹林の植付又は伐採をした場合、所有権以外の物件又は借地権の設定・変更・消滅、家屋の損壊（単なる日時の経過によるものは含まれない）又は損失、自家用家屋が貸屋になった場合、引き続き居住の用に供す土地又は家屋の物納、天災により法人の財産が甚大な被害を受けたことその他の事由により当該法人の株式又は出資証券の価額が評価額より著しく低下したような場合（上場株式の価額が証券市場の推移による経済界の一般的支出に基づき低落したような場合は含まれない）、清算中の法人又は相続開始後解散した法人が財産の一部を株主に分配した場合（この場合評価額から分配した金額を控除した金額を収納額として物納に充てることが可能）、財産の使用・収益・処分について制限が付けられた場合、を挙げている（相続税基本通達 43-3）。

44) 首藤重幸「相続財産の評価(2)——上場株式の評価と相続開始後の財産価値の下落」『租税法判例百選 [第5版]』(有斐閣・2011) 153 頁には、「一般的にいえば、相続人の責めに帰し得ない事情で、相続開始後に相続財産の価額が著しく減価（例えば、2分の1以下に減価）した場合には、相続税の法定納期限までを期間的限界として、評価額の修正の申請を認めるといような内容が考えられる。」とされている。

相続税の債権の時価評価又は所得税の金銭債権（貸倒）の処理をすることになると考えられる。

3 一般の金銭債権

(1) 金銭債権の価値の減少、即ち、貸倒れた場合ということである。

(2) 所得税法の場合

一般債権が貸倒れた場合、事業所得については、貸倒れた年度の必要経費に算入される（所法 51 条 2 項）。

雑所得、一時所得など、事業所得以外の所得については、その回収することができないこととなった金額又は返還すべきこととなった金額に対応する部分の金額は、当該各種所得の金額の計算上、なかったものとみなされるので（所法 64 条 1 項）、当該債権を収入金額として計上した年度の申告につき更正の請求をする（所法 152 条）。

両者は、損失として計上できることには変わらないが、計上できる時期が異なる。これは、事業所得については継続性を前提にしており、会計上も損失の発生した時点で経費に算入するためである。

(3) ところで、この貸倒については、いわゆる雑所得貸倒分不当利得返還請求事件判決⁴⁵⁾が存する。その説くところを要約すると、①究極的には現実の収支と一致したものを課税するが、②権利確定主義（筆者としては、発生主義と言い換えてもよいと考えられる。）のもとでは、一般の金銭債権の所得計上は、未必利得の前納的性質を持つので、これが貸し倒れれば、所得なきところに課税したもので、現実の収支（現金主義）と一致させるための処理が必要である。③そして、これを課税庁が無視するまま徴税し又徴税した利益を保有することは許されない。④もっとも、貸倒の有無による是正については、まずは権限を有する課税庁が措置をとる事項である。⑤とはいえ、貸倒が明白な場合には、課税庁の判断を仰ぐまでもなく、納税者は不当利得返還請求権を行使できる。

45) 最判昭和 49 年 3 月 8 日民集 28 巻 2 号 186 頁。

このような貸倒の趣旨からすれば、貸倒が発生した場合、なんらかの是正処理が必要不可欠ということである。

先に見てきたように、金銭債権の本質は、その履行を受けることをもって効用を得るところ、それが履行されず貸倒れた場合には、結局当初から効用を得ることができなかったことにほかならないから、この判例は至極妥当なものといえよう。

(4) それでは、個人が金銭債権を相続乃至贈与により取得し、その後に当該金銭債権が貸倒れた場合はどのように考えるべきか。

まず、贈与の場合を考えてみる。個人が法人から贈与を受けた場合、相続税法の適用はなく（相法 21 条の 3 第 1 項 1 号）、一時所得になる。

そして、一時所得であっても、債権が貸倒れた場合、受贈者は結局当初から効用を得ることができなかったことにほかならない。従って、個人が法人から金銭債権を無償で譲り受け、後に当該金銭債権が貸し倒れた場合、当該金銭債権が譲り受けた年度の一時所得として金銭債権の額を一時所得の収入金額とし、回収不能となった時点で、前記年度の収入金額から当該金銭債権を差し引く旨の更正の請求（所法 64 条 1 項、152 条）をなすことになるのが合理的である。

それでは、個人が個人から贈与を受けた場合に、後に貸倒れた場合はどう処理すべきであろうか。

相続税法上は、所得税法 64 条 1 項、152 条といった是正できる条文はない。その意味では、是正できないとする考え方も、確かに 1 つの結論ではあるのかもしれない。しかし、相続税は所得税と同じく取得税であり、一時所得の特別規定であって、同じく趣旨が妥当するところである。そして、所得税法上、一時所得における貸倒の場合、貸し倒れた時期の損失として計上するのではなく、当該債権を収入金額として計上した年度の申告につき更正の請求をするのである。従って、贈与の後に貸倒が発生したからといって、贈与税で処理するのではなく所得税で考慮すると考えても、所得税法自体が、一時所得の場合、貸倒が発生した年度で処理をすることを考えておらず、当該債権を収入金額として

計上した年度の申告につき更正の請求ができているのであり、その当該年度、受贈者は一時所得の特則たる贈与税として申告しているのである。そして、この場合、一時所得と贈与税を区別して、後者につき貸倒処理を認めない合理的な理由がない。あるとすれば、法の欠缺のみである。しかし、これは、究極的には現実の収支を問題とし、金銭債権の確定的発生の時期を基準として所得税の賦課徴収するのは、実質的には、未必所得に対する租税の前納的性格を有し、当該債権が貸倒によって回収不能の場合、結果的に所得なきところに課税したものとして、当然にこれに対するなんらかの是正が要求されるとした上記判例からすれば、合理的な理由とはいえないであろう。

しかも、発生主義による申告をした結果、手元に現金が入ってくる前に納税したあげく、貸し倒れたときにも還付されないというのであれば、納税者としては、現金主義で申告すれば貸倒の問題は発生しないのだから、事実上現金主義で申告するに決まっている⁴⁶⁾。贈与財産たる債権につき会計帳簿をつけ、発生主義で計算する必要のある者も希であろう。

よって、これは発生主義をとる前提として、是正の措置は絶対に必要であると考え。所得税法 64 条 1 項、152 条に準じて更正の嘆願をなしたうえで、これが認められなければ端的に不当利得返還請求権を行使できると解すべきであろう。

(5) それでは、次に、相続の場合を考えてみる。確認として、被相続人の得た債権が貸し倒れた場合には、所得税法 152 条の請求権者に「相続人」が含まれているので、被相続人が当該債権を収入時期とした年度（事業所得以外の場合）に遡って更正の請求ができる（所法 64 条 1 項）。また、事業所得については、貸倒は貸し倒れた年度の必要経費に算入される（所法 51 条 2 項）が、事業

46) もちろん、この場合現金主義でもよいとする法令上の明文の根拠はないが、金銭債権の贈与を受けて予め税金を支払い、結局（全額）貸し倒れて金銭を受け取れず、さらに還付も受けられないのであれば、納税者は、単に税金を支払っただけで明らかに損するだけなので、そのような立場に置かれる納税者に対し、発生主義を遵守させて申告させること自体が期待できない。結果、納税者が金銭を受け取った時期に受け取った金額を申告する事態が生じる。

を廃止した場合には廃止した年度の所得の必要経費となるので（所法 63 条）、被相続人が死亡まで事業を行っていた場合でも、被相続人の死亡により被相続人の事業が廃止され、被相続人の死亡した年度の所得の必要経費となり、更正の請求の対象となる。

そうすると、理論的には、被相続人からの相続財産は、債権のうち貸し倒れた額が減少し、還付金の額が増加することになる。

考えられる処理としては、まず第一に、還付金について相続した者に所得税が発生し、相続税額の訂正（更正）は行わないという方法が考えられる。しかしながら、この方法では、当該貸し倒れた債権は、相続人としては既に取得税たる相続税の中で評価されて課税されているというのに、その債権が貸し倒れた結果当初支払われた所得課税が過大となり還付に至ったというのであるから、当該相続税の評価を変えずに、今回取得した還付金のみ再度課税されるというのでは、二重課税の問題が生じる。

第二としては、第一の修正であり、相続税額の訂正（更正）はしないが、当該還付金は相続税で評価された貸し倒れた債権が事実上転化したものであるから、別途所得税は発生しないという処理の方法である。

第三としては、結局のところ、相続人は当該貸倒債権が処理される結果、当初から還付金も相続により取得していたものとして（反面貸倒債権は相続により当初評価した金額により取得していなかったものとして）、相続税についても更正の請求を行う方法が考えられる。この方法によれば、基本的には課税庁が被相続人の当該年度の減額更正処分を行うとともに、相続人の相続税の減額更正処分を行うことにより、是正できる問題である。

相続人が被相続人の当該債権の取得後、自己の事業所得の資産として計上し、当該貸倒損失を必要経費に算入してしまうと（所法 51 条 2 項）、還付金は発生せず、第一の考え方の二重課税の問題も生じないし、第三の考え方の被相続人の所得税減額更正処分とともに相続税の減額更正処分ということにもならないことになる（この場合、相続人は、一時所得の特別規定である相続により取得した債権の貸倒を事業所得による損失として計上していることになる。また、還付金は

存しないが、相続人の当該年度の所得税は減少するという効果は生じる。）。

（6） なお、相続発生時に株式が存し、法人に金銭債権が存したが、後に貸し倒れたという場合には、法人の貸し倒れた年度の損金に算入される。

株式の評価としては、事後に資産が減少したものとして処理することになるので、相続時の評価は異ならないということになる。

そもそも、株式の評価方法は多数存し、その評価方法のほとんどは当該債権の評価及び貸倒の場合の評価につき正確に反映した評価をしているわけではない⁴⁷⁾。

株式の譲渡時や相続時といった、取得者の株式の放出時に、株式の売却価格として潜在的に反映されることがあったり、改めて株式の計算しなければならなくなったりといった場合が出てくる際に、間接的に反映されうることになる。

4 保証債務、物上保証

（1） 既に見てきたように、保証債務を負っているだけでは、確実と認められるわけではないから、控除債務には含まれない。しかし、相続時、既に履行請求を受け、又は受けることが確実であった場合には、履行請求に係る債務は控除債務として考慮できる。従って、保証債務は22条に基づき現況に従い控除

47) 株式の評価のうち、公開価格、取引価格による場合は当該債権が株式の価値としてどの程度反映されているのか不明である。また、類似業種比準方式によると計算式に純資産価額を求める部分が存在するが、この場合の純資産価額は簿価であって、当該債権だけでなく総ての資産が簿価で算出されており、資産単体の時価での評価ではない以上、この部分のみ取り出して計算し直すことは適切とはいえない。純資産価額方式であれば、正確に反映していないとはいえないが、一般的に純資産価額方式より類似業種比準方式のほうが低い税額が出ることから（計算式に安全性を見込んでいる部分が存する。）、純資産価額方式で税額を計算する場合は少数であると考えられるし、法人税法上貸倒は当該事業年度で処理し、その結果株式価格ないし価値が下落することから考えれば、この方式の時のみ、相続時に遡って株式の再評価を行うという処理をすることについて、直ちに肯首するには疑問がある。純資産価額方式においては、相続時既に債権の回収が著しく困難であったといったような債権（貸倒）の評価によって可及的に対処すべきと考える。

債務に組み入れる。但し、債務の履行を行った場合には、求償債権が他方で立つから、これを資産として組み入れる。このとき、時価評価をしてよいので、求償債権が回収不能であったときは、資産の減少として考慮してよい。

(2) それでは、相続後に保証債務の履行を請求され、これを履行した場合はどのように処理すべきか。本来は、負の相続財産の実現であるから、相続税の評価を変えるべきとも考えられるが、主債務者の支払が滞り保証債務等の履行を請求されたのは相続後の事由であること、及び、現行法上は、控除債務は確実と認められるものに限る旨の条文があるのに、実際に履行を求められた場合の更正の請求の条項が相続税法上に存しないことからすれば、相続時に遡って処理するのではなく、所得税において考慮されると考えるのが素直であろう。

担保権という趣旨では、譲渡所得課税の部分で、考慮されるところである。即ち、保証債務を履行するための資産の譲渡があった場合において、その履行に伴う求償権の全部又は一部を行使できないこととなったときは、その行使することができないこととなった金額を前項（事業所得以外の貸倒）に規定する回収することができないこととなった金額とみなして、同項の規定を適用するとある（所法 64 条 2 項）。

また、相続人が被相続人の事業を事実上承継し、相続人においても事業として保証債務等の履行が発生したなどの場合には、事業所得上必要経費になる。しかし、このような事情がない場合、即ち、相続により物的担保もなく単なる保証人として債務を履行しなければならない場合は、債務控除できる規定がない。

この場合、当該保証債務等は、相続人の任意で負ったわけではないのだから、なんらかの救済策がなければならないだろう。保証債務等の履行により、求償権（乃至代位債権）を得たとして、雑所得金額に算入し、同暦年に保証債務の履行に伴う費用につき必要経費として算入し、求償権による回収不可能が明らかとなった段階で貸倒損失として処理するという方法が考えられる。求償権取得も純資産の増加にほかならず、これに対する保証債務の履行についても求償権取得に要するための、直接の関連性を有する客観的に必要な支出であること

にほかならない。雑所得は損益通算の対象とならず、同年度に他の所得のない納税者に対しては、何の救済にもならないのが難点であるが、これは現行法上の限界であろう。もちろん、所得税法 64 条 2 項に重ねての損失の評価はできないと考えられる。つまり、所得税法 64 条 2 項は、当該資産の譲渡は保証乃至担保の履行としてなされたものであり、当該時点で求償権が回収不能であることが確実な場合には、当該損失は譲渡所得との結びつきが強く、別途事業所得や雑所得の必要経費として計上するのは迂遠であるとの趣旨と考えればよい。

5 不動産、動産一般

(1) 現預金や金銭債権を除く資産一般については、現物を入手した限りは、当該資産の効用を得ることができるのであり、その資産取得による効用の量的評価として、金銭的评价をしているだけに過ぎない。

そして、その資産の価格は、時とともに変動するのが通常であるから、評価すべき価格は、取得時の時価である。

従って、相続開始後、資産価値が減少した場合も、相続時の評価は原則異ならない。

(2) もっとも、相続後、震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により、相続により取得した財産につき甚大な被害を受けた場合で、政令の定める要件を満たす場合には、申告書の提出期限前であれば被害を受けた部分の控除を、申告書の提出期限後（災害の止んだ日から 2 月以内に申告することが必要）であれば被害を受けた部分の税額を免除される旨の規定が存する（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律 4 条、6 条、1 条。同施行令 11 条、12 条）。

(3) それに該当しない場合にも、前記のとおり、当該資産を物納する際にも相続税の評価は原則変わらないので、物納の要件を満たせば、いわば最後の手段として、物納により対処することもできよう。

(4) 上記(2)のような場合等でない限りは、資産価値の減少は、所得税で考慮される。即ち、一定の当該資産が滅失、盗難、横領された場合に限り、生活に

通常必要ない資産は譲渡損失として（所法 62 条）、生活に必要な資産は雑損控除（所法 72 条）として評価される。その他資産価値の減少は譲渡した際に売却価格等が減少し、結果価値減少が譲渡所得として考慮されるといったことになる。

（5）なお、相続時、理論的には被相続人から相続人に対する譲渡により譲渡所得が発生し、それを相続人が相続（一時所得）により取得したものと構成される。そして、限定承認では相続時に相続人の相続税（一時所得）に加え、被相続人の譲渡所得を支払うことになるが、単純承認では被相続人の譲渡所得は相続人の譲渡時まで繰り延べられる（所法 59 条、60 条⁴⁸⁾。もっとも、課税繰り延べは、条文中「引き続きこれを所有していたものとみな」される（所法 60 条。被相続人の取得時の価格が取得価格となる。）。

被相続人の取得時よりも相続時に一旦資産価値が高騰し、その後相続人の第三者への譲渡時に価格が下落していた場合には、譲渡所得が資産保有中の増加益を譲渡時に清算課税する構造上、単純承認の場合、相続人の譲渡価格から被相続人の取得価格を差し引いた金額が所得として構成される。従って、相続時の価格上昇は資産保有中の価値の増減に過ぎなくなり、課税関係としては無視されることになる。

6 土地の資産価値の増減等

（1）土地は、時とともにその価格が高低に変動するものである。従って、評価すべき時点は、被相続人死亡時の時価ということになる。

もっとも、相続税評価額は、現在公示価格の 8 割程度であるから、死亡時までの多少の価格下落、及び、死亡時から納付時までの多少の価値下落については、この 2 割の余裕枠により吸収できることになる。

（2）相続後の資産価値の減少については、物納する場合には、既に述べたとおり原則として相続時点の評価額で評価され、また、譲渡する際に、譲渡所得

48) 以上、東京高判平成 25 年 11 月 21 日参照。

で考慮されることになる。

（3）次に、相続時相続により取得した土地等の財産につき、相続後、確定判決により、第三者による取得時効の援用によって財産を喪失した場合の課税関係について検討する。

民事実体法上時効には遡及効が規定されているところであるが、仮に課税関係についても相続前に時効の効果が遡るとすれば、相続税の申告に関し、「その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決により、その事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定したとき」として、更正の請求（国税通則法 23 条 2 項 1 号）をなし得るところである。

考え方としては、大きく、占有開始時、時効完成時、援用時という考えに分けられる⁴⁹⁾。また、裁判例としては、「時効により所有権を取得する者は、時効を援用するまではその物に対する権利を取得しておらず、占有者の時効取得により権利を失う者は、占有者が時効を援用するまではその物に対する権利を有していたといえることができる。」「課税実務上、時効により権利を取得した者に対する課税上の取り扱いにつき、時効の援用の時に一時所得に係る収入金額が発生したものとし、時効により権利を喪失した者については、それが法人である場合には、時効が援用された時点を基準に時効取得により生じた損失を損金算入する扱いがされているが、正当な扱いとして是認することができる。」として、援用時を基準とする裁判例が存する⁵⁰⁾。

そもそも取得税は、個人の取得した所得に担税力を見いだすものであるところ、占有者の援用により確定的に権利を取得する実体法上の効果を生ずるといふ時効の性質や、所有者は時効完成前（或いは占有者に援用の意思のない場合）は占有者に対し妨害排除請求ができ、当該財産の効用を得ることができたとい

49) この見解の状況については、橋本裕史「他人の時効取得を認める判決と後発的事由による更正の請求」、前掲注 44)、192 頁から 193 頁の当該判例の評釈部分参照。

50) 大阪高判平成 14 年 7 月 25 日判タ 1106 号 97 頁。なお、この裁判例は時効完成前の事案であったことに注意を要する。

う事実には変わりがないことから考えると、基本的には援用時説が妥当であると考えられる。

しかしながら、相続の場合で、被相続人の包括承継人に至っては、相続開始時、既に占有者の時効が完成しているならば（そして、占有者が無権限であることが分かれば時効援用する意思のある場合には）、占有者が時効の援用をすれば占有者は財産権を取得し、他方所有者の相続人は財産権を喪失する立場にあり、相続時から既に妨害排除請求権により占有者を排除できない。このような状況により占有者より時効援用され財産権の喪失に至った場合には、相続人は相続時より占有者から占有を移転して財産の効用を得ることができなかったわけであるから、更正の請求が認められるものと考えられる⁵¹⁾。この理からすれば、相続開始後、相続人が占有者に対する妨害排除請求の行使やその催告等時効中断がおよそ不可能であったと認められる場合にも、同様の結論でよいと考えられる⁵²⁾。

このように考えると、課税関係に影響を及ぼす時期は当該人物によりずれることになるが、もとより取得税は、個人の取得した所得に担税力を見いだしているのであるから、むしろ当然の帰結と考えられる。

7 建物、減価償却資産その他一般の動産

(1) これらの資産は、通常経年劣化する資産であるから、年数とともに資産価値が減少するのが通常である。

51) 国税不服審判所裁決平成14年10月2日裁決事例集64号1頁は、相続開始日に賃借権の取得時効が完成しており、時効の援用があれば一方的に賃借権を時効取得される状態にあったという点において、事実の相違があったということができるとし、国税通則法23条2項の適用を認め、賃借権の取得時効の完成という事実上の制約が存していたという事実を前提とした土地の評価を認めている。

52) 金子・前掲注1)、825頁は、相続人が時効中断の手続きをとるいとまがなかった等、真に保護に値する場合には、相続人は申告納付した相続税の減額を求めて更正の請求をすることができると解すべきであるとする。また、相続開始前に時効が完成しており、相続税の申告・納付ののちに、占有者に所有権を認める判決があった場合には、当然に後発的理由による更正の請求が認められるべきものとする。

(2) 家屋や構築物の評価は、通達（或いは固定資産評価基準）では再建築の価格から経年劣化の部分を減点して評価しているのも、年数とともに資産価値が減少する。

(3) 美術品、骨董品などは、取得すれば効用を受ける資産で、かつ時価が変動する財産である。従って、相続後の価値の増減は、譲渡、贈与した際又は盗難等に遭った際に、譲渡した場合は譲渡所得の収入金額として、贈与した際は贈与財産の価格として、盗難等の際には譲渡損失として、その時点の時価を改めて求めることになる。

もちろん、真作として評価したが後に贋作であったことが判明した場合には、相続時から贋作であったものが事後判明しただけなので、相続税の問題であり、更正の請求（国税通則法 23 条 1 項 1 号）ができる。

8 株式

これも、時の変動とともに価格が変動する資産であり、経年劣化する資産とはいえない。しかし、企業の状況により価格が変動するものであるから、価格が上昇する場合もあるし、無価値になる場合もある。

上場株式の場合、既に述べたとおり、最終的には物納により対応できるものとする。ただ、支配株などで延納を考えるのなら、上記永大産業事件判決のようなリスクは覚悟しなければならないだろう。

通常の資産の価値増減のルールに従えば、相続時に一時所得の特別法として取得時の時価を基準に課税され、以後は譲渡所得税のルールに従い、譲渡所得として譲渡益の清算がなされる。

取引価格のない株式（譲渡制限株式）は、事実上売れない場合が多い、物納もできない、それにも拘わらず相続税の財産的評価を受けて納税義務を負うことになる。

このような会社が倒産して株式の価値が下落しても、延納していた場合には、納税義務を避けられない。

しかも、既に述べたとおり、法人の貸付金の貸倒なども、法人課税でのみ評

価される。持分権の資産価値の変動は、配当所得及び譲渡所得で清算され、また次の相続税の評価の際に考慮されることになるだけである。

つまり、相続以前に対策しておかないと、対処困難になるということである。換価するのさえ困難であるから、相続時の時価評価を複数の方法で算出して、合理的な価格のうちから最も少額の評価を用いたり、相続の前から、資産価値のない棚卸資産の処理、貸倒処理等をしていき、会社財産を合理的な額にまで減少させておく等の対策をしておくべきではないだろうか⁵³⁾。

53) 本稿全体の参考文献として、引用した文献のほか、佐藤英明『スタンダード所得税法〔補正3版〕』（弘文堂・2014）を参考にした。